

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

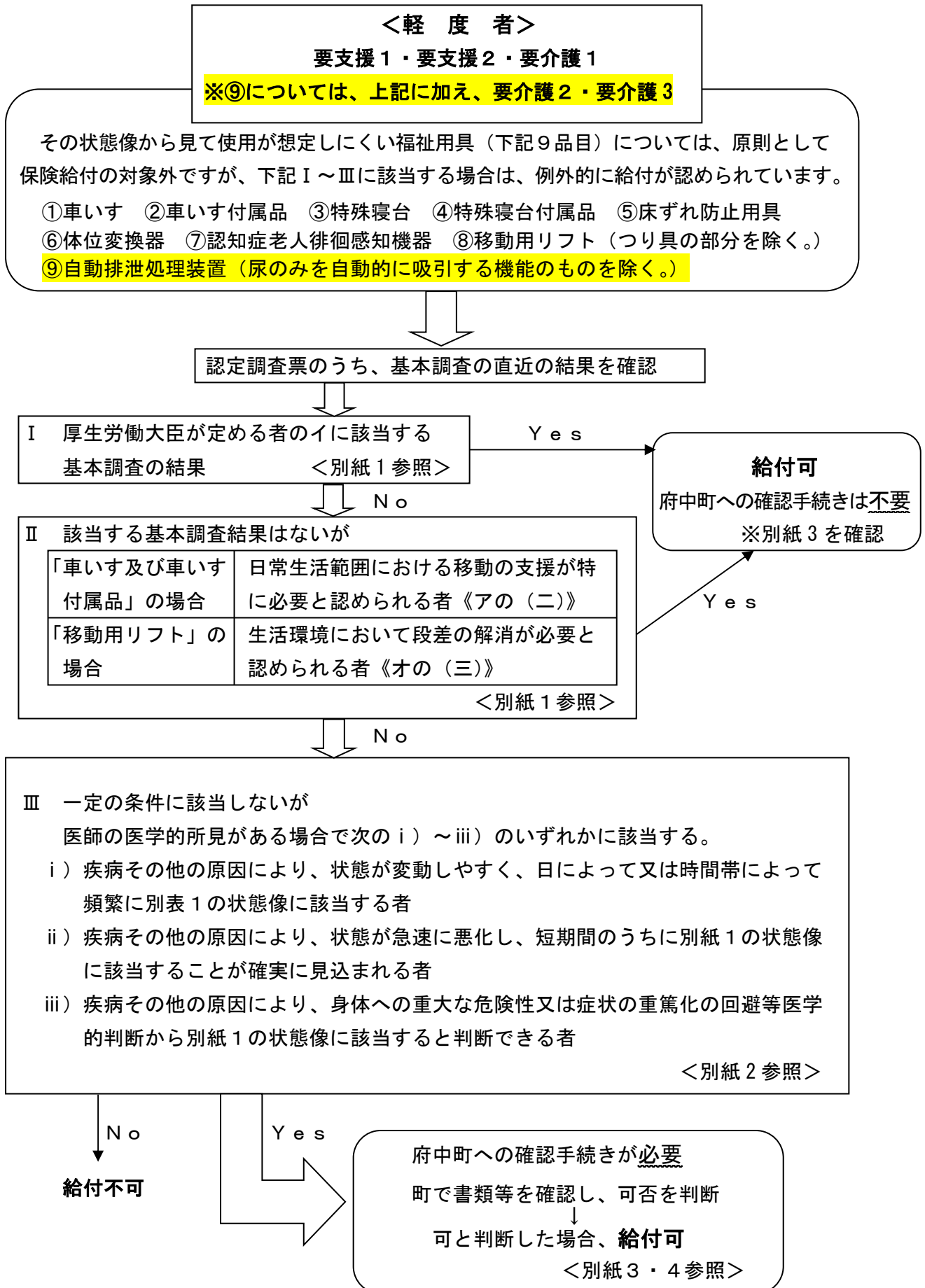
福祉用具貸与は、利用者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境をふまえ、適切に選定・取り付け・調整を行うことが重要です。

居宅サービス計画作成後も、貸与を継続する必要性について、随時検証するようにしてください。

府中町 高齢介護課

※平成 24 年 4 月現在での取扱いであり、今後変更することもあります。

＜軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法＞



対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 なし
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知 機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。) ※注	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要 とする者 (三)生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 なし
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引す る機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

※注 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、基本調査の1-8「立ち上がり」ではなく2-1「移乗」で判断すること。

医師の医学的な所見によって福祉用具が必要となる事例（概略）

事例類型	福祉用具種目例	状態像の例
状態の変化 i) に該当	特殊寝台など	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、臥床からの起き上がり困難となる。
	移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。
急性増悪 ii) に該当	特殊寝台など	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが、困難な状態に至ると確実に見込まれる。
重篤化回避 iii) に該当	特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に起すことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。
	特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な体動をとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。
	特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避できる。
	床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれ発生リスクが高い。床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する。
	移動用リフト	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節の負担を回避する必要がある。畳から椅子への移乗に一部介助を要する。

＜軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱い＞

I の場合

- ① サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具の貸与が必要な理由を記載する。
- ② 居宅〔介護予防〕サービス計画書を作成する。（福祉用具貸与の位置づけ）
- ③ 当該軽度者の担当である介護支援専門員等は、福祉用具貸与事業者に、当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを渡す。
- ④ 判断の見直しは、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

II の場合

- ① 主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する。
- ② 上記 I ②、④を参照

III の場合

- ① i) ～ iii) のいずれかに該当することが、医師の医学的な所見に基づき判断できる。
- ② かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。
- ③ 市町村が書面等確実な方法により確認し、その要否を判断する。
- ④ 上記 I ②、④を参照

注) III の場合は、福祉用具の必要性を判断するために、利用者の状態像が i) ～ iii) のいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び名前を居宅〔介護予防〕サービス計画に記載しなければならない。

医師の医学的な所見とは

- ・ 主治医意見書による確認
- ・ 医師の診断書
- ・ 担当の介護支援専門員等が聴取した居宅〔介護予防〕サービス計画に記載した医師の所見 など

